

広 域 連 合

No	広域連合の名称	コード	広 域 連 合 の 処 理 す る 事 務	連 合 長 名	広域連合を組織している 地方公共団体の名称	職員数	設置年月日	事務所の位置	主 な 施 設 (所 在 地) ※事務所を除く
31	津軽広域連合	028789	<ol style="list-style-type: none"> 1. 津軽広域活動推進基金運用益活用事業に関する事 2. 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく介護認定審査会の設置及び運営に関する事 3. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づく介護給付費等の支給に関する審査会の設置及び運営に関する事 4. し尿等希釈投入施設の設置及び管理運営に関する事 	（弘前市長） 葛 西 憲 之	弘前市、黒石市、平川市、 藤崎町、板柳町、大鰐町、 田舎館村、西目屋村	16	平10.2.1	〒036-8003 弘前市大字駅前町9-20 TEL (0172) 31-1201 FAX (0172) 33-2201	津軽広域クリーン センター (弘前市)
32	つがる西北五広域連合	028797	<ol style="list-style-type: none"> 1. 広域市町村圏計画の策定並びに当該計画に基づく事業の実施及び連絡調整に関する事 2. ふるさと市町村圏計画の策定並びに当該計画に基づく事業の実施及び連絡調整に関する事 3. 介護認定審査会の設置及び運営に関する事 4. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づく介護給付費等の支給に関する審査会の設置及び運営に関する事 5. 障害者総合支援法第89条の3第1項に基づく協議会の設置及び運営に関する事 6. 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第82条の規定による保健事業である病院及び診療所としての西北五地域保健医療圏自治体病院機能再編成計画に係る次に掲げる中核病院及びサテライト医療機関（サテライト病院及びサテライト診療所をいう。以下同じ。）の設置及び管理運営に関する事 ア 中核病院（五所川原市） イ サテライト病院（五所川原市） ウ サテライト病院（鱒ヶ沢町） エ サテライト診療所（つがる市） オ サテライト診療所（鶴田町） 7. 広域にわたり処理することが適当な事務に係る課題の調査研究に関する事 	（五所川原市長） 平 山 誠 敏	五所川原市、つがる市、 鱒ヶ沢町、深浦町、鶴田町、 中泊町	667	平11.3.25	（事務局） 〒037-0074 五所川原市字岩木町12-3 つがる総合病院3階 TEL (0173) 38-1000 FAX (0173) 38-1001 （病院運営局） 〒037-0074 五所川原市字岩木町12-3 つがる総合病院3階 TEL (0173) 26-6363 FAX (0173) 38-1001	つがる総合病院 (五所川原市) かなぎ病院 (五所川原市) 鱒ヶ沢病院 (鱒ヶ沢町) つがる市民診療所 (つがる市) 鶴田診療所 (鶴田町)
33	青森県後期高齢者医療 広域連合	028801	<p>高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に規定する後期高齢者医療制度の事務のうち、次に掲げる事務</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 被保険者の資格の管理に関する事務 2. 医療給付に関する事務 3. 保険料の賦課に関する事務 4. 保健事業に関する事務 5. その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務 	（青森市長） 鹿 内 博	全市町村	2	平19.2.1	〒030-0801 青森市新町2丁目4番1号 青森県共同ビル内 TEL (017) 721-3821 FAX (017) 723-1401	